

高根沢町元気あっぷポイント事業

～ご利用の手引き～



はじめに

高根沢町では、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるように、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する「高根沢町元気あっぷポイント事業」を行っています。

この事業では「地域ボランティア活動」、「地域社会参加活動」、「健康づくり活動」など対象となる活動を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与します。

貯めたポイントは、たんたん号回数券やスーパーの商品券、図書カードなどへの交換や、ボランティア団体などへの寄附に充てることができます。

住み慣れた高根沢町でいつまでも元気で、自分らしく暮らせるよう、健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを始めませんか。

元気あっぷポイント事業の流れ

初めてポイント事業へ参加される場合
ポイント事業へ登録し、ポイント手帳の
交付を受ける



ポイント事業の対象活動を行い、
ポイントをもらう
(ポイント手帳にポイントを付与)

※ポイント付与期間は1月から12月まで



貯めたポイントを交換する
⇒商品券や図書カード等と交換
ボランティア団体等へ寄附
ができます

※ポイント交換期間はポイントを貯めた年の
翌年1月から2月末まで



目次

1. 対象となる活動と対象者	P5
2. ポイント事業への登録	P9
3. 利用（参加）の流れ	P10
◎健康づくり活動、地域社会参加活動の場合	
◎健康診査等の場合	
◎地域ボランティアとしての活動の場合	
◎オレンジサポーターとしての活動の場合	
◎食生活改善推進員としての活動の場合	
4. ポイント付与・交換	P15



5. 地域ボランティア活動の
受入拠点等について P17

6. Q&A P21

- ◆1 ポイント交換
- ◆2 ポイント手帳
- ◆3 地域ボランティア
- ◆4 受入拠点等



1.対象となる活動と対象者

元気あっぴポイント事業の対象となる活動は

「事業等への参加」

「地域ボランティア（担い手）としての活動」

の2つがあります

●事業等への参加●

対象者：高根沢町内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者
(ただし、住所地特例者を除く)

対象となる活動：(1)から(3)の活動になります

(1) 健康づくり活動

- ・ 体力維持や健康増進、フレイル予防を推進する活動
- ・ 以下の事業に参加した場合に対象

対象事業	事業主催・ポイント付与の場所
元気はつらつ運動教室	社会福祉協議会
ラジオ体操事業（町主催）	町生涯学習課
ウォーキング大会（町主催）	町生涯学習課
いきいき教室	町生涯学習課

(2) 地域社会参加活動

高齢者の集いの場への参加によりフレイル予防を推進する活動

対象となる高齢者の集いの場	ポイント付与の場所
通いの場	コミュニティ café 花の丘
	けやき館
地域サロン (ふれあい・いきいきサロン)	町内の各サロン

(3) 健康診査等

対象となる健康診断等を受診した場合に対象

対象となる健康診断等	ポイント付与の場所
町の健康診査 (集団：特定健診・シルバー健診)	保健センター
町の健康診査 (個別：後期高齢者の方のみ)	保健センター
指定医療機関で受診した人間ドック・ 脳ドック・総合ドック	保健センター

※がん検診のみの受診は対象外

●地域ボランティア（担い手）としての活動●

ボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献をすることで、地域との繋がりを深め、自身の介護予防、健康維持促進を目的とした活動

対象者

高根沢町内に住所を有する方

ボランティアの内容

- (1) 趣味や特技を生かした活動（芸能披露）
- (2) 入所者、利用者等の話し相手（傾聴）
- (3) レクリエーションの手伝い
- (4) 散歩・外出、施設内移動の補助
- (5) 施設行事の補助（会場設営や模擬店等のお手伝い）
- (6) お茶出し、食事の配膳の補助
- (7) 専門職が行う入浴や食事の介助における軽易で補助的な作業
- (8) その他町長が認める活動

【対象とならない活動】

謝礼や賃金等を受けている活動

サービス利用者以外のものに関すること

例えば

1. サービス利用者が利用する以外の場所の清掃、洗車
2. 親族や知人に対する活動
3. 受け入れ施設の主催事業でないものに対する活動

ボランティアの種類と活動場所

(1) 地域ボランティア

以下の登録されている受入施設等で担い手として活動

	活動場所
1	通いの場 (コミュニティ café 花の丘・けやき館)
2	地域サロン (ふれあい・いきいきサロン)
3	受入拠点等として登録されている介護保険事業所 や福祉施設

(2) オレンジサポーター

ステップアップ講座を受講し、認知症関係の事業で活動

	活動場所
1	上記(1) 1~3
2	オレンジカフェ (常設)
3	やわらぎの会

(3) 食生活改善推進員

養成講座を受講し、食生活改善関係の事業で活動

	活動場所
1	地域サロン (ふれあい・いきいきサロン)



2. ポイント事業への登録

① 登録申請

元気あっぴポイント事業に参加するには、ポイント事業への登録が必要となります。「対象となる活動」ごとのポイント事業への登録・参加の方法は、P10～14「3. 利用（参加）の流れ」をご覧ください。

②登録変更・取消

町内の転居については、手続きの必要はありません。

以下の場合、登録の取消となります。

ア) 高根沢町外への転出

イ) 高根沢町介護保険第1号被保険者でなくなった（死亡を含む）

ウ) 感染症の疾病（かぜなどの一時的なものは含まない）

エ) 疾病又は負傷のため入院治療が必要になった

オ) 本人からの登録抹消の申出があったとき

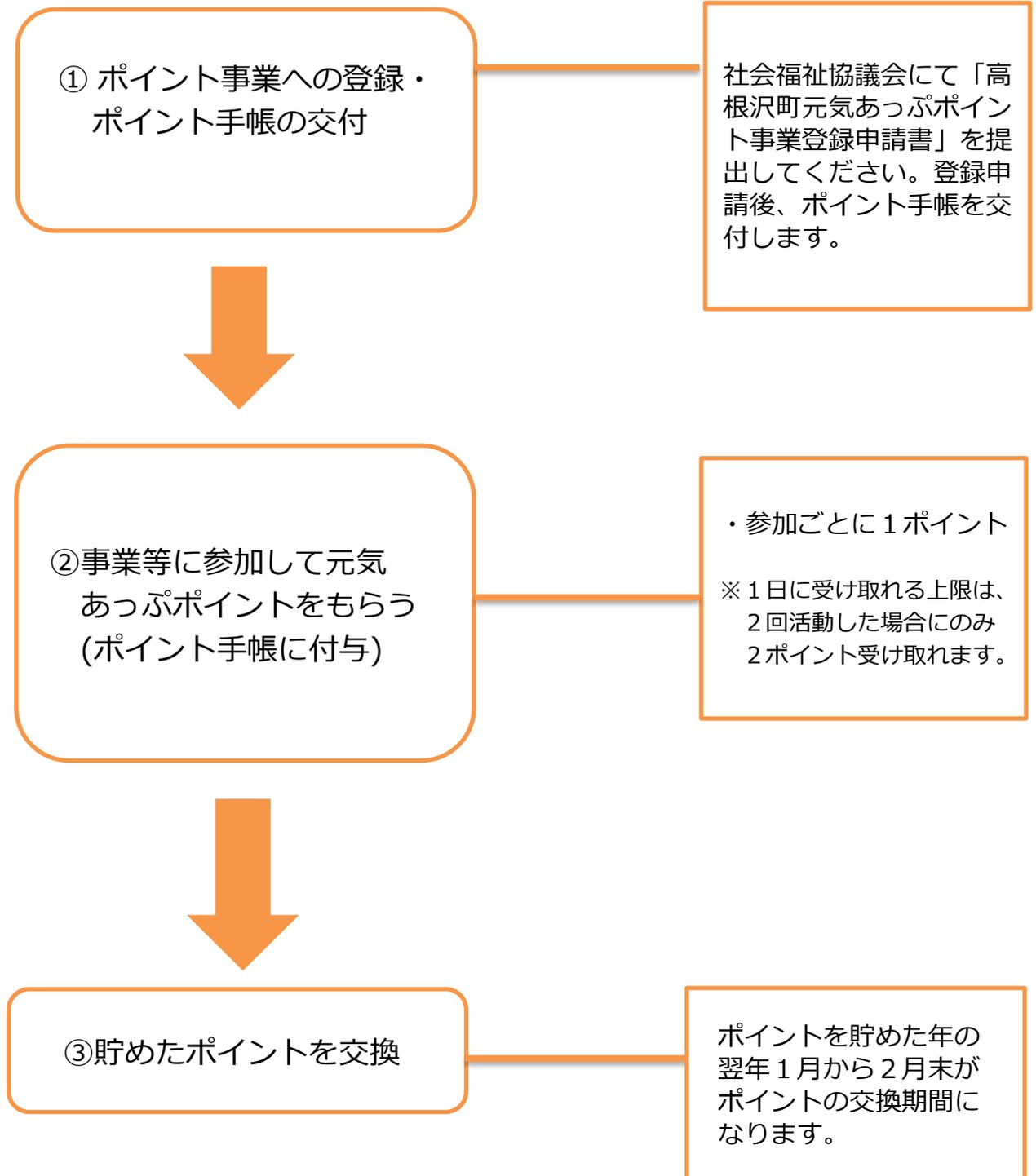
カ) 故意又は重大な過失により町や受入拠点等に損害を与えたとき

キ) 不正な行為を行ったと認められるとき

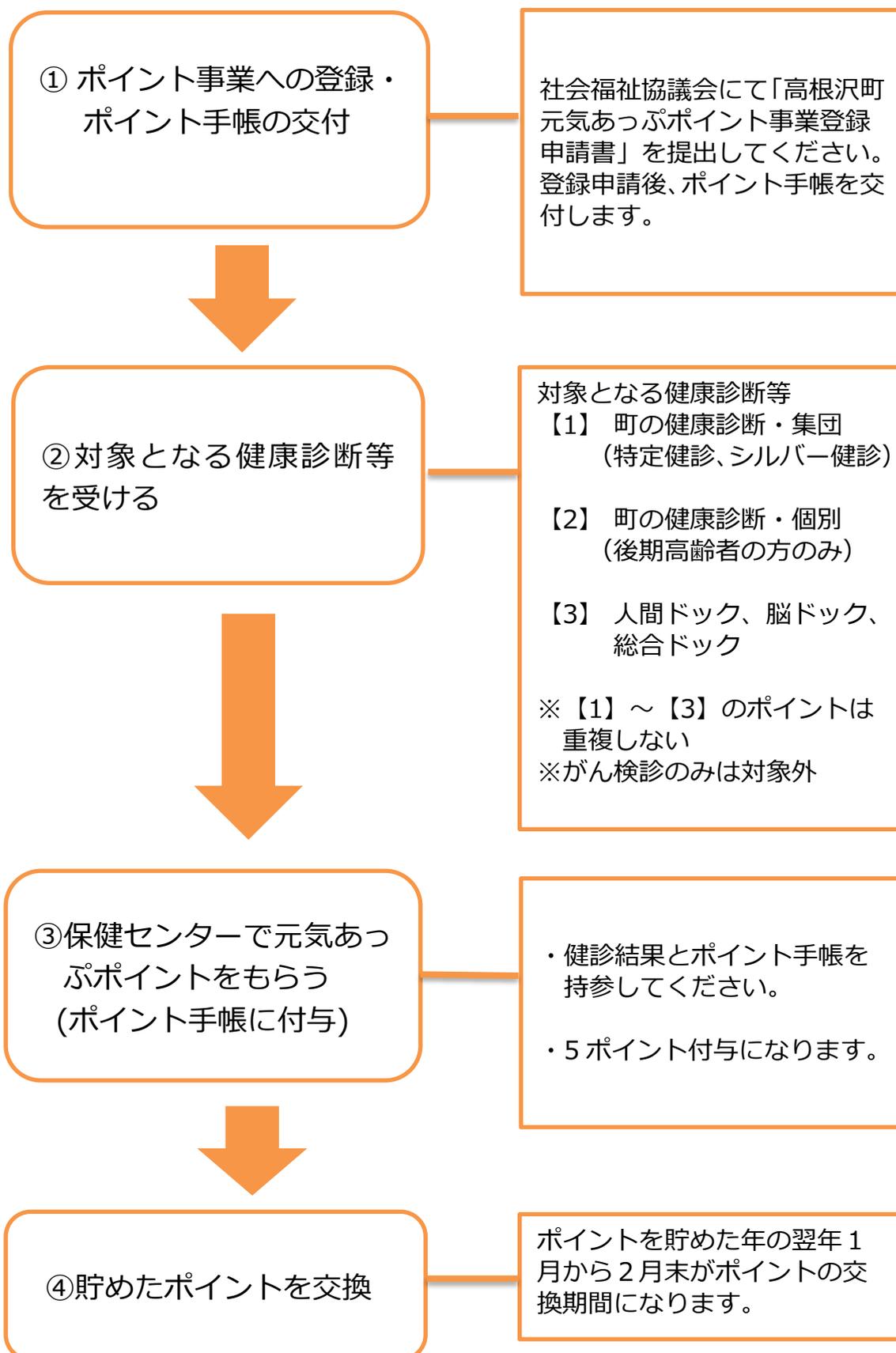
※カ)、キ)の場合は、ポイント失効、交換品の返還請求をする場合がありますのでご注意ください。

3. 利用（参加）の流れ

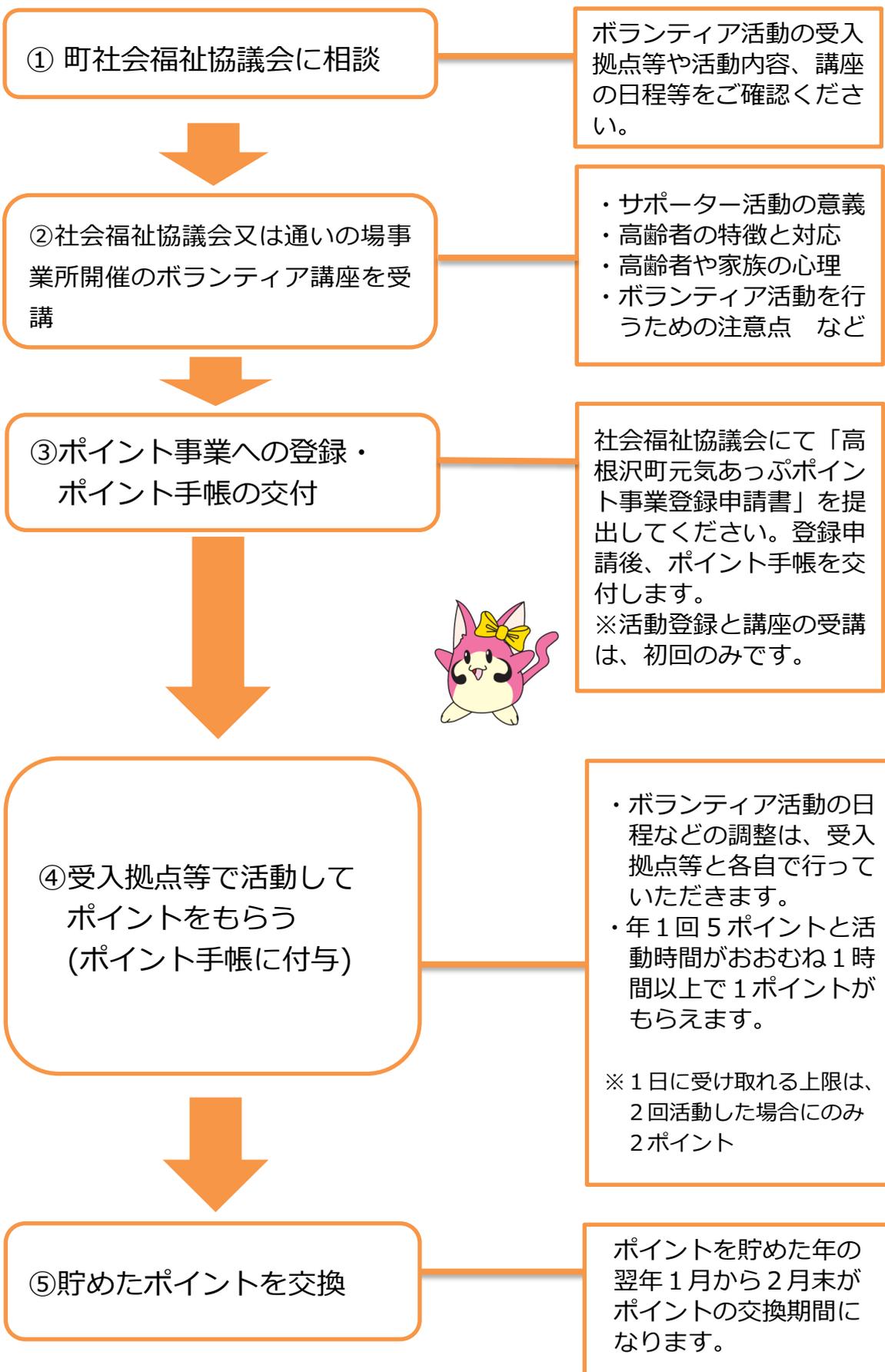
◎健康づくり活動、地域社会参加活動の場合



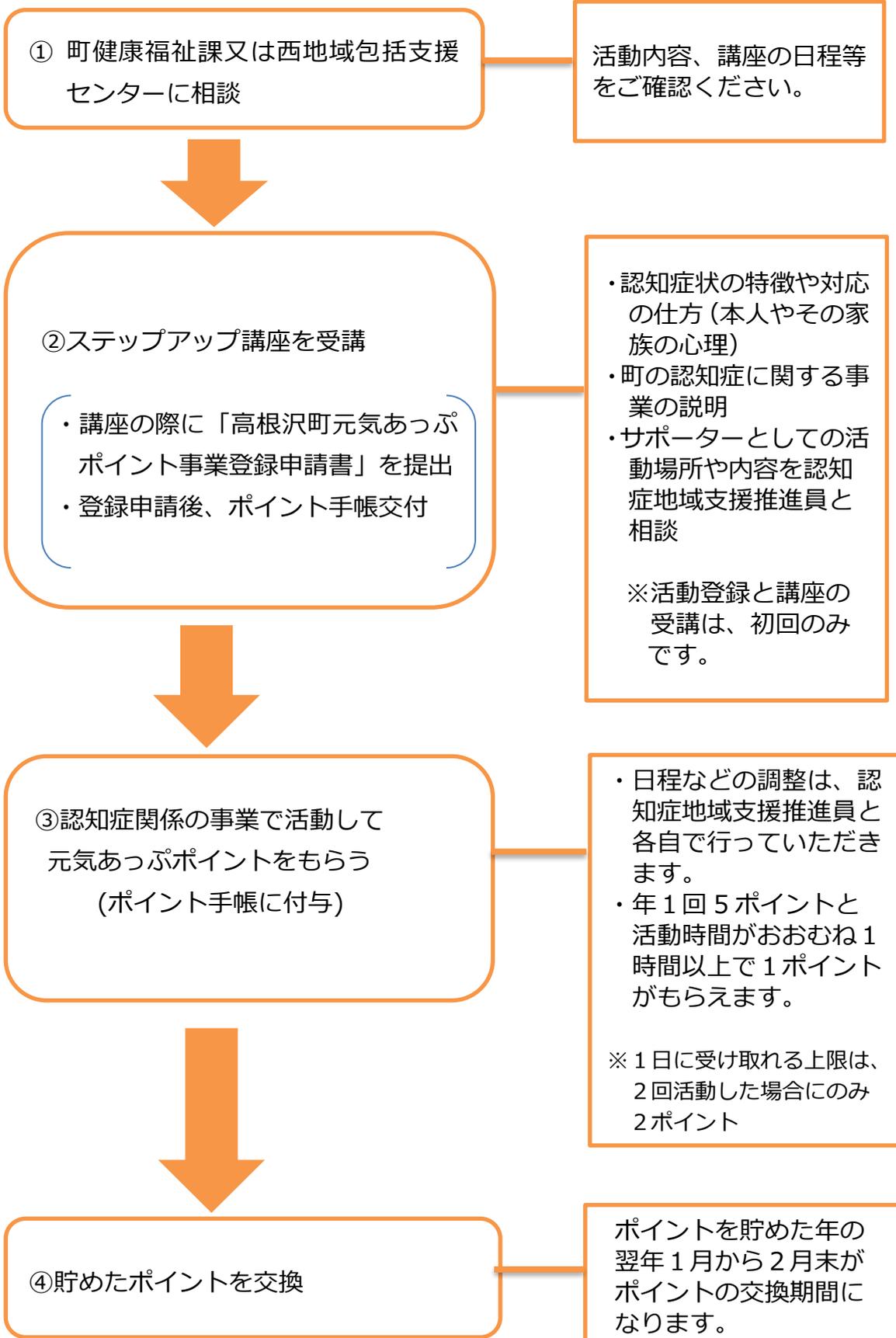
◎健康診査等の場合



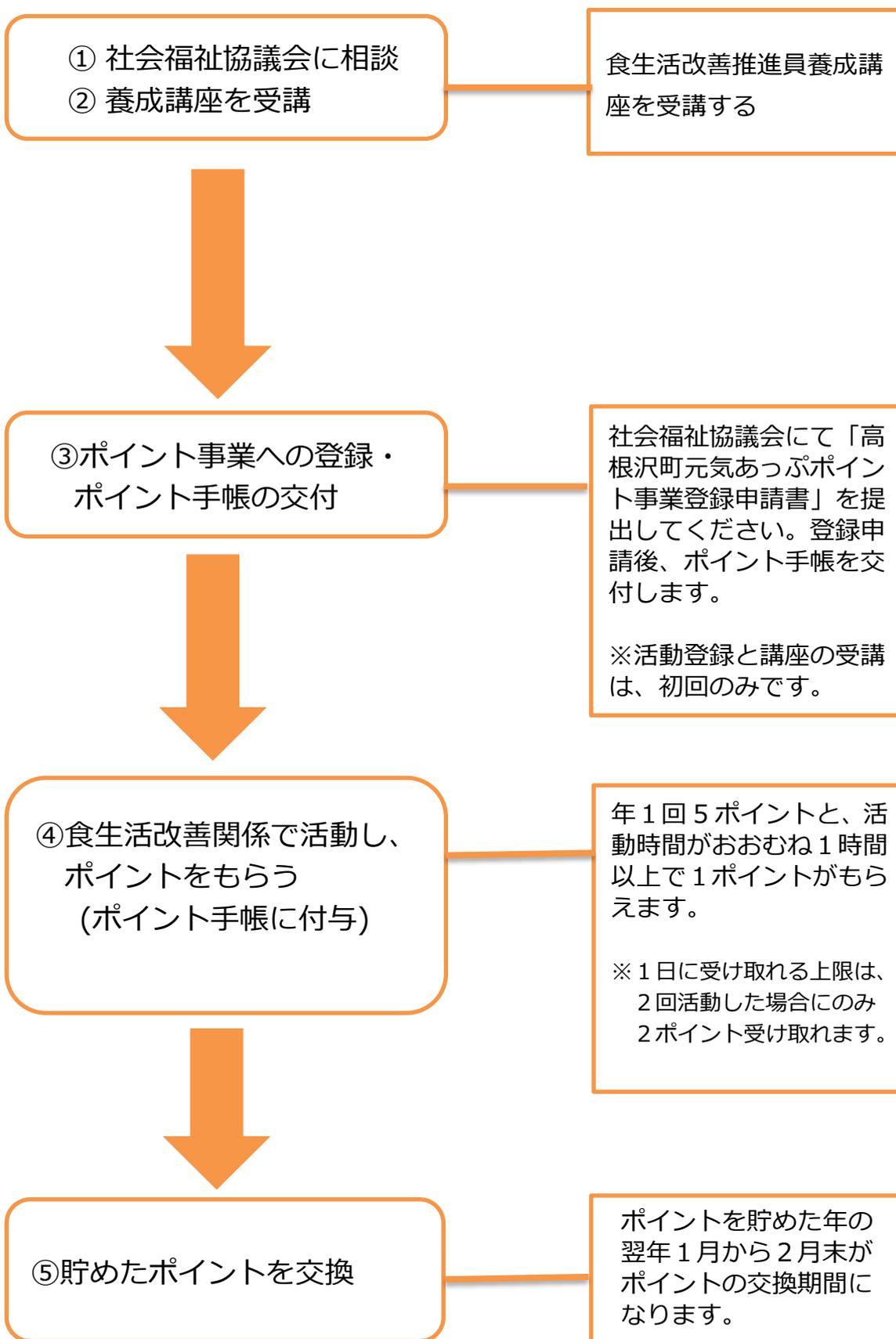
◎地域ボランティアとしての活動の場合



◎オレンジサポーターとしての活動の場合



◎食生活改善推進員としての活動の場合



4. ポイント付与・交換

(1) ポイント付与

対象となる活動を行うと、ポイント手帳にポイント（シール又はスタンプ）が付与されます。

ア) 対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、1ポイント

1日の上限は、2つの活動を行った場合にのみ2ポイント

イ) 健康診査等と地域ボランティア（年分）は5ポイント

ウ) 年間の上限は、80ポイント

エ) 付与期間は年単位（1月から12月まで）になります。

年を超えての繰越はできません。

●事業等への参加●

健康 づくり	① 元気はつらつ運動教室	参加ごとに1ポイント
	ラジオ体操事業（町主催）	1シートにつき1ポイント
	ウォーキング大会（町主催） いきいき教室	参加ごとに1ポイント
地域 社会 参加	② 通いの場 地域サロン （ふれあい・いきいきサロン）	参加ごとに1ポイント
	③ 町の健康診断 （集団：特定健診・シルバー健診）	5ポイント
健康 診査 等	町の健康診断 （個別：後期高齢者の方のみ）	※町の健康診断（集団、個別）、 人間ドック、脳ドック、総合ドッ クのポイントは重複しない
	人間ドック、脳ドック、 総合ドック	※がん検診のみは対象外

●地域ボランティア（担い手）としての活動●

1	地域ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> • 活動時ごとに1ポイント • 毎年5ポイント付与（ポイント付与には、1回以上の活動が必要となります。）
2	オレンジサポーター	
3	食生活改善推進員	

※1～3の「毎年5ポイント付与」は重複しません。

(2) ポイント交換

貯まったポイントは商品券等と交換することができます。「高根沢町元気あっぷポイント交換申請書」にポイント手帳を添えて申請してください。

ポイント交換期間：ポイントを貯めた年の
翌年1月から2月末まで

ポイント交換受付：町社会福祉協議会
午前8時30分から午後5時まで
(土日・祝祭日は除く)

交換品等：たんたん号回数券、スーパーの商品券、図書カード、
ボランティア団体や地域サロンへの寄付等

5. 地域ボランティア活動の受入拠点等について

【受入拠点等とは】

受入拠点等とは、地域ボランティア活動を行う方の受け入れを行う施設等です。介護保険事業所や福祉施設、通いの場（居場所・サロン）などでのレクリエーションの補助や話し相手、食事の配膳、洗濯物の整理など、軽微かつ補助的なボランティア活動の受け入れを希望する施設などが対象になります。

ポイント事業登録者が対象となる地域ボランティア活動を受入拠点等で行った場合、元気あっぷポイントを登録者に交付します。

【対象となる地域ボランティア活動】

- (1) 趣味や特技を生かした活動（芸能披露）
- (2) 入所者、利用者等の話し相手（傾聴）
- (3) レクリエーションの手伝い
- (4) 散歩・外出、施設内移動の補助
- (5) 施設行事の補助（会場設営や模擬店等のお手伝い）
- (6) お茶出し、食事の配膳の補助
- (7) 専門職が行う入浴や食事の介助における軽易で補助的な作業
- (8) その他町長が認める活動

【元気あっぷポイント交付の方法】

元気あっぷポイント事業登録者の持つポイント手帳に、ポイントシール又はスタンプを貼付します。

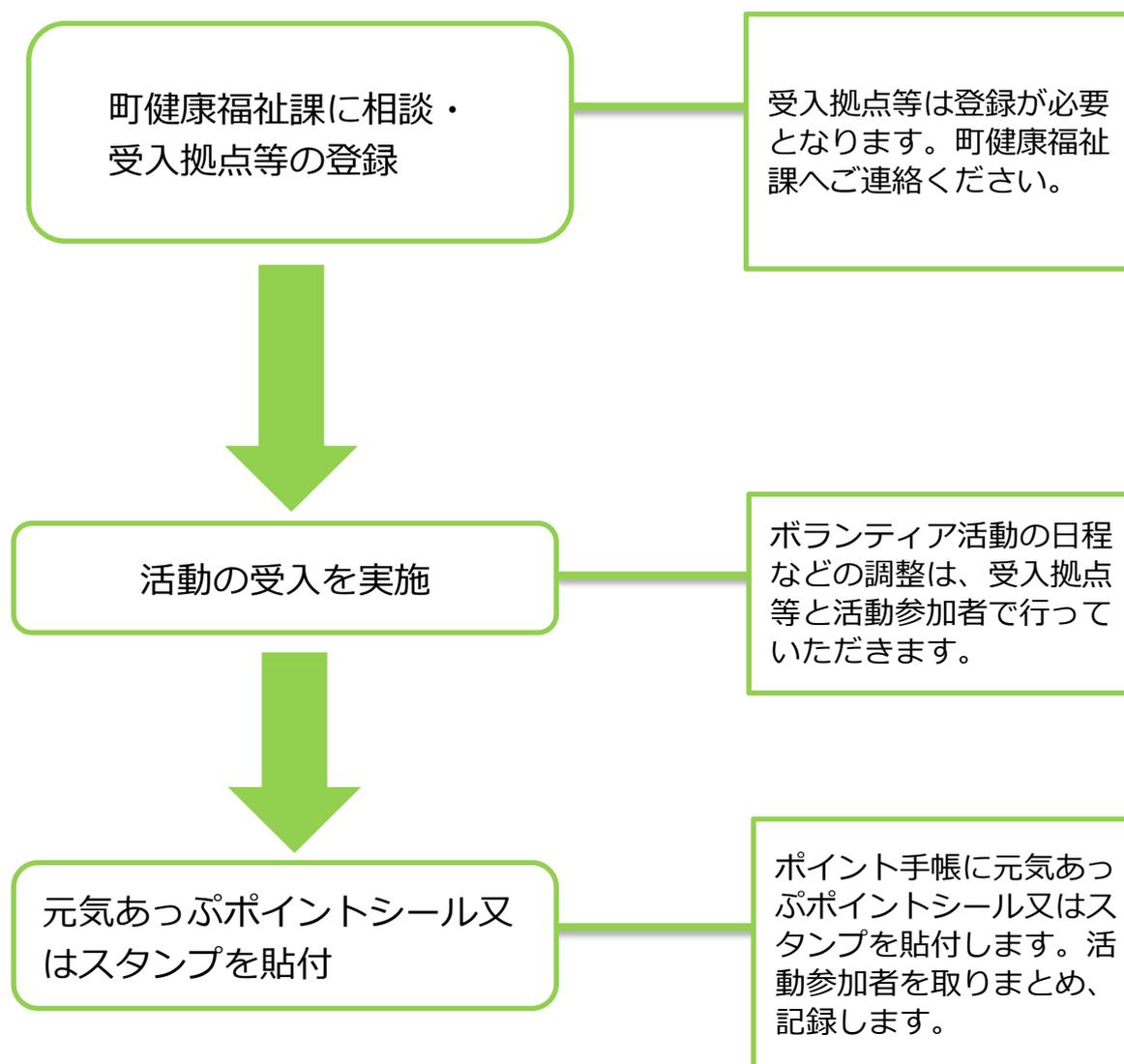
【受入拠点等の要件】

1. 拠点等が高根沢町内にある。
2. 定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
3. 元気あっぷポイントシール管理業務が行える。

元気あっぷポイントシール管理者の役割

- ・受け入れをした方の活動時間に応じて元気あっぷポイントシール又はスタンプをポイント手帳に貼付。
- ・受け入れた方の氏名や活動内容などを記録する活動記録簿や月毎の活動人数を記載した事業報告書の作成。

【ポイント付与までの流れ】



【受入拠点等への登録】

(1) 申請場所 町健康福祉課

(2) 提出書類

- ・高根沢町元気あっぷポイント事業受入拠点等指定申請書
- ・活動が確認できる書類（事業計画、会報、チラシ、会則・規約等）

(3) その他注意点

- ・登録は、初年のみとなります。
- ・シール管理者や活動内容など指定決定時と内容が変更になった場合は変更申請をしてください。
- ・下記の要件に該当した場合には、「高根沢町元気あっぷポイント事業受入拠点等指定取消決定通知書」を代表者に通知します。

（指定を取り消された受入拠点等は、元気あっぷポイントシール又はスタンプを町に返還してください。）

取消の要件

- ア) 虚偽又は不正な手段により受入拠点等の登録を受けたとき
- イ) 不正な行為を行ったと認められるとき
- ウ) ポイント管理者の役割を怠ったとき

6. Q & A

◆1 ポイント交換

Q1-1 ポイントの1ポイントあたりの換算額はいくらですか？

元気あっぴポイントの換算額は、1ポイント 100円相当に換算します。

Q1-2 受入拠点等登録申請書の寄附の受入れについて

元気あっぴポイントの交換先に、元気あっぴポイント事業受入拠点等への「寄附」が出来る仕組みとなっており、受入拠点等指定申請書の提出に併せて寄附の受入れの可否をお伺いしています。

Q1-3 ポイント交換申請時に、高根沢町から転出（死亡）している場合は、ポイント交換できますか？

ポイント交換申請時に、登録要件を満たしていない場合は、ポイント交換できません。

Q1-4 ポイント交換申請後に、残りの元気あっぴポイントを申請することは、できますか？

ポイント交換は、申請期間内に1回のみとなります。残りの元気あっぴポイントでの再交付申請をすることはできません。

Q1-5 ポイント交換品等を複数選択することは、可能ですか？

貯めたポイント内であれば、そのポイントの範囲内で交換品を複数選択することができます。ただし、貯めたポイント数よりもポイント交換品の方が多く場合には、希望する交換品のうち、ポイントが低いものから削除します。

Q1-6 ポイント交換申請後、残りの元気あっぴポイントを、次の年に繰り越すことはできますか？

ポイント交換は、当該年のポイントでの交換となるため、翌年分に繰り越すことはできません。

◆2 ポイント手帳

Q2-1 ポイント手帳を紛失してしまいました。

ポイントシールの再交付はできませんが、ポイント手帳は再交付できます。社会福祉協議会までご連絡ください。

Q2-2 新しいポイント手帳を再交付した後に、古いポイント手帳が見つかりました。ポイントはどうなりますか？

古いポイント手帳が出てきた場合には、新しいポイント手帳と合算することができますので、ポイント交付申請時に2冊とも提出してください。ただし、2冊のポイントシールの合計が80枚を超えていても、交付申請できるポイントの上限は、80ポイントです。

Q2-3 ポイント手帳を汚してしまいました。交換してもらえますか？

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご利用ください。ポイント手帳が使用できないほど汚れたり、破れてしまった場合は、町健康福祉課までご連絡ください。

◆3 地域ボランティア

Q3-1 町外の施設等で行うボランティア活動は、地域ボランティア活動の対象になりますか？

地域ボランティア活動については、本町の地域社会づくりへの貢献を想定しております。町外の事業所等については、元気あっぷポイント事業受入拠点等の登録を受け付けておりませんので、町外での活動は対象になりません。

Q3-2 元気あっぷポイント事業受入拠点等で地域ボランティア活動を、朝・昼・夕に20分ずつ行っている活動は、対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としておりますので、時間の通算は行いません。また、1回の活動時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。

Q3-3 地域ボランティア活動での事故等を補償する保険はありますか？

元気あっぴポイント事業に登録をされた方は、ボランティア保険に加入していただくことになります。

◆4 受入拠点等

Q4-1 地域のサロンも受入拠点等になれるか？

社会福祉協議会に登録された地域のサロンであれば、受入拠点等として登録することができます。

Q4-2 元気あっぴポイント事業の受入拠点として指定を受けましたが、シール管理者が変更になった場合は？

指定申請後、シール管理者や活動内容等が変更になった場合には、町に元気あっぴポイント事業受入拠点等変更登録申請書を提出してください。

Q4-3 シール管理者になる条件はありますか？

施設や団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任をもって「ポイントシール又はスタンプ」を管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

Q4-4 シール管理者は、地域ボランティア活動をした方にポイントシール又はスタンプをいつ渡しますか？

活動終了時に交付してください。交付する時は、「ポイント手帳」に「ポイントシール又はスタンプ」を貼り付け、交付日を記入してください。

シール管理者が不在の時には、あらかじめ代理者を定めておいてください。

また、ポイント手帳を忘れてしまった場合には、「ポイントシール又はスタンプ」は渡さずに、次の活動の時に前回分も含めて貼り付けてください。

【問合せ先】

○元気あっぴポイント事業及び受入拠点に関すること
健康福祉課 高齢者・介護係 TEL：028-675-8105

○登録申請、手帳の交付、ポイント交換に関すること
社会福祉協議会 TEL：028-675-4777
※令和7年5月7日以降、電話番号が変更になります

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝祭日を除く）